

大事な情報はインターネットで公表 「電子申請のトリセツ第2弾」重要事項サポートプラン むずかしい運営規程や重要事項を、3分でわかるイントロダクション



介護事業所の運営規程や重要事項をサポート

介護業界の電子化や公表化を支援する公表システムサポート株式会社（東京都新宿区）では、2025年5月より、「電子申請のトリセツ」重要事項サポートプランをリリースしました。

今回の重要事項サポートプランでは、介護事業所の運営規程や重要事項にフォーカスして、2025年度から制度改定や情報の掲示・公表の仕方など、解説しています。

【電子申請のトリセツ】重要事項サポートプランは

介護事業所の運営規程や重要事項にフォーカスして、基本的な制度や規程の解説から、これまでの改定を踏まえた重要事項のチェック、「書面掲示」と「電子掲示」を組み合わせた情報の掲示・公表方法など解説しています。

- ・URL：https://www.kaigokensaku.net/support-plan/contract_member/
- ・対象者：介護事業所の代表者や管理者
- ・主な内容：解説するスライド、チェックするフローチャート、書面掲示と電子掲示を組み合わせた掲示・公表方法、ひな形（事例集）など

【令和6年度介護報酬改定における改定事項は】

- ・介護事業所の運営規程や重要事項等の情報は、事業所内での書面掲示に加えて、インターネット上での電子掲示が義務化されました。（令和7年度より義務付け）
- ・また令和3年度改定に引き続き、介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令も、一部改正されました。
- ・その対象は全ての介護サービス事業所になり、運営規程や重要事項等の情報を、これまでの改定に合わせて、あらためて見直す必要があります。

出典：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定について」より引用・編集



こちらより



このプレスリリースでは、介護事業所さんの目線で、むずかしい運営規程や重要事項を、わかりやすく解説するコンテンツとして、まずは関連する省令や内容などをイントロダクションとしてご紹介します。（3分ほどで読めるコンパクトな内容となっています）

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL：info@kaigokensaku.net WEB：<https://www.kaigokensaku.net/>

むずかしい運営規程や重要事項を、3分でわかるイントロダクション

◆介護事業所の運営規程や重要事項は

運営規程や重要事項の情報は、事業所内での「書面掲示」に加えて、インターネット上での「電子掲示」が義務化されました。

運営規程や重要事項の要件

	<p>対象の事業所 ： 全ての介護サービス事業所</p> <p>掲載・公表する内容 ： 事業所の運営規程や重要事項等の情報 (サービス種別や事業内容によって変動あり)</p> <p>掲載・公表する方法 ： 事業所内での「書面掲示」に加えて、インターネット上での「電子掲示」 いずれも</p> <p>掲載・公表する時期 ： 2024年度の改定事項を受けて、2025年度より義務付け</p>
---	--

2025年度からは「電子掲示」による掲載・公表が義務付けられ、対応していない場合は運営基準に違反となるため、各事業所は速やかに対応する必要があります。

出典：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」 「書面掲示」規制の見直しより引用・編集

◆対象となる介護事業所は

全ての介護サービス事業所が対象となり、運営規程や重要事項等の情報を、令和6年度の改定に合わせて見直す必要があります。

対象の事業所

全ての介護サービス事業所

情報の見直し

・事業所内での「書面掲示」に加えて、インターネット上での「電子掲示」

出典：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」 「書面掲示」規制の見直しより引用・編集

◆掲載・公表する情報は

基本の運営規程や勤務体制に加えて、近年の社会情勢や事業環境を踏まえた、その他の重要事項が追加されてきました。

ケース事例：訪問介護の場合

基本となる運営規程

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問介護の内容及び利用料
その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 **その他運営に関する重要事項**

勤務体制

・訪問介護員等の勤務の体制

その他の重要事項

・その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

その他の重要事項が追加

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

追記の留意点

その他の重要事項の表現については、介護サービスを利用する際の契約書（ひな型）や料金表などの情報があれば良いそうです。（2024年に運営指導を受けた介護事業者よりヒアリング）

出典：厚生労働省「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」より引用・編集

◆その他の重要事項は

利用する本人・家族や、適したサービス選択を支援するケアマネジャーの目線から、あわせて載せておくとうまいでしょう。

ケース事例：訪問介護の場合

その他の重要事項：掲載・公表した方がよいもの

- ・業務継続計画の策定等(BCP)
- ・衛生管理等(感染症を含む)
- ・秘密保持等
- ・苦情処理
- ・事故発生時の対応
- ・虐待の防止

- ・その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
- …これはつまり介護サービスを利用する際の契約書(ひな型)や料金表などの情報

介護事業所ごとのサービス種別や事業内容によって変動するものになりますが、ここでは運営規程を定める省令や運営指導マニュアルに沿って、確認事項に挙がっているものになります。

出典：厚生労働省ホームページより引用・編集

◆掲載・公表する方法は

介護事業所内での「書面掲示」に加えて、インターネット上での「電子掲示」が義務化されました。

事業所内での「書面掲示」

- ・原則として事業所内での「書面掲示」を求める
- ・備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる

インターネット上での「電子掲示」

- ・インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、法人のホームページ等又は情報公表システム上に掲載・公表しなければならない

出典：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」書面掲示規制の見直しより引用・編集

◆掲載・公表する時期は

令和6年度における改定事項を受けて、1年間の経過期間の後に、令和7年度から義務付けされました。

令和6年度の改定事項

- ・令和6年度介護報酬改定における改定事項にて、「書面掲示」規制の見直し

令和7年度から義務付け

- ・令和7年度から介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならない

出典：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」書面掲示規制の見直しより引用・編集

<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL : info@kaigokensaku.net WEB : https://www.kaigokensaku.net/

2025 年度から制度改定や情報の掲示・公表の振り返り

介護事業所の運営規程や重要事項は

- ・2025 年度からは、運営規程や重要事項等の情報は、事業所内での「書面掲示」に加えて、インターネット上での「電子掲示」が義務化されました。
- ・その対象は全ての介護サービス事業所になり、運営規程や重要事項等の情報を、これまでの改定に合わせて、あらためて見直す必要があります。
- ・また掲載・公表する情報は、基本となる運営規程や勤務体制に加えて、近年の社会情勢や事業環境を踏まえた、その他の重要事項が追加されてきました。



介護サービスを運営する法人としては、適切にサービスを提供する事業環境を整えながら、社会的な課題や人的な事故・リスクに備える法務面の対応が必要となり、さらにインターネット上での掲示・公表化が必要になってきます。（令和 7 年度中に法務面の見直しや情報の掲示・公表化を準備していきましょう）

》》》》次のプレスリリース

運営規程や重要事項をチェックするフローチャート

「電子申請のトリセツ」重要事項サポートプランは

3つのステップに分けて、介護事業所の目線で解説しています

重要事項サポートプランでは、「介護事業所の運営規程や重要事項の情報」にフォーカスし、3つのステップごとに分けて、重要事項のチェック、書面掲示と電子掲示を組み合わせた掲示・公表方法、ひな形(事例集)などを解説しています。



プレスリリースについて(お問合せ先)

「公表システムサポート」運営事務局

- ・所在地：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-32-10
新宿区立高田馬場創業支援センター
- ・事務局(代表)：高瀬 誠
- ・連絡先：<mailto:info@kaigokensaku.net>
- ・WEB：<https://www.kaigokensaku.net/>

公表システムサポート
ギューンとDX!



<関係者の方からのお問い合わせ先>

「公表システムサポート」事務局 MAIL：info@kaigokensaku.net WEB：<https://www.kaigokensaku.net/>